○厚生労働省令第百二十一号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項、第二十二条第二項、第二十三条第二項及び第二十四条第二項の規定に基づき、並びに同法及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指導調査室）	（指導調査室）
第十九条　（略）	**第十九条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　指導調査室に、室長及び公衆衛生監査官十一人（うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。	3　指導調査室に、室長及び公衆衛生監査官十人（うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。
4　（略）	4　（略）
（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官）	（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官）
第六十四条　企画課に、自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官一人、障害福祉監査官十二人（うち八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内、障害福祉サービス業務監視専門官一人及び精神保健福祉監査官十人（うち七人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。	**第六十四条**　企画課に、自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官一人、障害福祉監査官十二人（うち八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内、障害福祉サービス業務監視専門官一人及び精神保健福祉監査官九人（うち六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。
2～9　（略）	2～9　（略）
（保険医療企画調査室及び医療指導監査室並びに薬剤管理官）	（保険医療企画調査室及び医療指導監査室並びに薬剤管理官）
第七十条　（略）	**第七十条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　医療指導監査室は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師による施術に係る療養費に関する指導及び監査に関する事務をつかさどる。	4　医療指導監査室は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務をつかさどる。
5　医療指導監査室に、室長並びに医療指導監査官十八人以内、特別医療指導監査官七人及び療養指導監査官一人を置く。	5　医療指導監査室に、室長並びに医療指導監査官十八人以内及び特別医療指導監査官七人を置く。
6　医療指導監査官は、命を受けて、医療指導監査室の所掌事務（特別医療指導監査官及び療養指導監査官の所掌に属するものを除く。）を行う。	6　医療指導監査官は、命を受けて、医療指導監査室の所掌事務（特別医療指導監査官の所掌に属するものを除く。）を行う。
7　（略）	7　（略）
8　療養指導監査官は、命を受けて、医療指導監査室の所掌事務のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師による施術に係る療養費に関する指導及び監査に係るものを行う。	（新設）
9　（略）	8　（略）

別表第二（二）　出張所（第百十八条関係）

名称	位置
（略）	（略）
仙台検疫所宮古出張所	宮古市鍬ヶ崎下町
（略）	（略）
名古屋検疫所尾鷲・勝浦出張所	尾鷲市南陽町
（略）	（略）

名称	位置
（略）	（略）
仙台検疫所宮古出張所	宮古市藤原
（略）	（略）
名古屋検疫所尾鷲・勝浦出張所	尾鷲市林町
（略）	（略）